

○議会の特別多数議決一覧

件名	根拠条文	法定出席議員数	成立数
○地方公共団体の事務所の位置決定又は変更に関する条例の制定	法 4③	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上の同意
○直接請求に基づく主要公務員(副市長・選挙管理委員・監査委員)の解職同意	法 87①	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の4分の3以上の同意
○秘密会の開催	法 115①	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上の同意
○議員の資格決定	法 127①	〃	〃
○議員の除名	法 135③	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の4分の3以上の同意
○再議の際の同一議決	法 176③	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上の同意
○市長の不信任議決	法 178①③	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の4分の3以上の同意
○解散後の再度の市長の不信任議決	法 178②③	〃	出席議員の過半数の同意
○条例で定める特に重要な公の施設の廃止、長期かつ独占的な利用をさせるとき	法 244 の 2②	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上の同意
○教育委員会委員の解職の直接請求に関する同意	地方教育行政の組織及び運営に関する法 8②	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の4分の3以上の同意
○議会の自主的解散	地方公共団体の議会の解散に関する特例法 2②	在職議員数の4分の3以上の出席	出席議員の5分の4以上の同意

法: 地方自治法

※特別多数議決の場合、議長は表決権を有する。